

# 射水市新湊交流会館条例

平成 17 年 11 月 1 日条例第 118 号  
改正 平成 18 年 3 月 22 日条例第 31 号  
平成 23 年 3 月 18 日条例第 5 号  
平成 26 年 3 月 20 日条例第 2 号

(設置等)

第 1 条 市民活動の活性化及び市民相互の交流促進を図り、市民生活の向上及び住み良い地域社会づくりを推進するため、新湊交流会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 会館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
新湊交流会館	射水市三日曾根 9 番 18 号

(開館時間及び休館日)

第 3 条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 10 時まで
- (2) 休館日 毎週月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日を休館日とする。)及び年末年始(12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び同月 3 日)

(使用の許可)

第 4 条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可について、会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しないものとする。

- (1) 会館の設置目的以外に使用すると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 会館の建物、附属設備及び器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会館の管理運営に支障があると認めるとき。

(入館の拒絶又は退館の命令)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 規則で定める禁止行為に該当するとき。
- (2) 感染性の疾病にかかっていると認められ、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (4) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要があると認めるとき。

(使用料)

第 7 条 第 4 条の規定により、会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に定めるところにより算定した額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 基本使用料 別表のとおりとする。

(2) 増額使用料 使用料が次に掲げるいずれかに該当するときは、基本使用料の額にそれぞれ定める率を乗じて得た額を加算して得た額の増額使用料を、基本使用料に代わって徴収する。

ア 営利を目的としないで、入場料、会費の類を 100 円を超えて徴収するとき 2 割

イ 営利を目的とし、入場無料のとき 3 割

ウ 営利を目的とし、入場料、会費の類を 100 円まで徴収するとき 5 割

エ 営利を目的とし、入場料、会費の類を 100 円を超え 500 円まで徴収するとき 8 割

オ 営利を目的とし、入場料、会費の類を 500 円を超えて徴収するとき 10 割

(3) 時間超過使用料 使用時間を超過して使用したときは、1 時間増すごとに、第 1 号又は前号の使用料の額の 2 割に相当する額の時間超過使用料をその都度徴収する。この場合において、使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間として計算する。

(4) 電気器具持込料 使用電気器具 1 点につき、1 キロワット時当たり 50 円を徴収する。この場合において、使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間として計算する。

2 使用者は、時間超過使用料を除き、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、その使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 9 条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第 10 条 使用者は、会館に装飾その他特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、第 4 条第 1 項の規定による使用の許可と同時に市長の許可を受けなければならない。

(目的以外の使用の禁止等)

第 11 条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の許可の取消し等)

第 12 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

(1) この条例又は規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用許可申請書の記載事項に偽りがあったとき。

(4) 第 5 条各号に規定する事由が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(原状回復)

第 13 条 使用者は、会館の使用を終わったときは、直ちに整理、清掃等を実施して、原状に回復しなければならない。前条の規定により、使用を停止され、又は使用の許可を取り消されたときも、また同様とする。

(損害賠償責任)

第 14 条 使用者は、会館の建物、附属設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の認

定に基づいて、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 15 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 16 条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 会館の使用の許可に関する業務
- (3) 会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条及び第 12 条の規定の適用については、第 3 条の規定中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 10 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条の規定中「市長」及び「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 17 条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第 18 条 第 15 条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第 7 条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、第 7 条第 1 項に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 使用者は、時間超過に係る利用料金を除き、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、その使用後に納めることができる。
- 4 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市民交流会館条例(平成 8 年新湊市条例第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日条例第 31 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の射水市新湊交流会館条例第 17 条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第 4 条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 18 日条例第 5 号)

(施行期日)

- この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の射水市新湊交流会館条例の規定によりなされた本館についての処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の射水市新湊交流会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の射水市新湊交流会館条例の規定によりなされた分館についての処分、手続その他の行為は、射水市コミュニティセンター条例(平成 22 年射水市条例第 18 号)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 次項から第 11 項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 第 9 条の規定による改正後の射水市新湊交流会館条例第 7 条第 1 項の規定

別表(第 7 条関係)

室名	階別	面積	定員	使用料の額					
				午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	正午から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
会議室	1	m <sup>2</sup> 39	人	円 980	円 1,190	円 1,410	円 1,940	円 2,270	円 3,240
研修室	1	48		980	1,190	1,410	1,940	2,270	3,240
ホール 1	2	78	椅子席 36	1,080	1,630	1,840	2,270	3,020	4,000
ホール 1・2	2	156	椅子席 75	2,160	3,240	3,790	4,540	6,160	8,110

備考 ただし、暖房又は冷房装置を稼働しているときには、上記表の額にその 3 割を加算して得た額をもって基本使用料の額とする。